

吉岡町の将来のために

都市計画原案の閲覧、説明会、公聴会のお知らせ



町の将来を見据え、現在、都市計画の見直しを進めています。これに伴い、都市計画の原案(用途地域、地区計画、特定用途制限地域)について閲覧、説明会および公聴会を開催します。

原案の名称

- ①吉岡都市計画用途地域の変更(駒寄スマートIC東側周辺地区及び町役場西地区)
- ②吉岡都市計画地区計画の決定(駒寄スマートIC東周辺地区、前橋伊香保線吉岡バイパス沿線地区、既存商業地地区)
- ③吉岡都市計画特定用途制限地域の決定(吉岡地区)

原案の閲覧

- ▼期日 9月12日(木)～26日(木)
- ▼時間 開庁時間(祝日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分)
- ▼閲覧場所 産業建設課都市建設室

説明会



- ▼日時 ①9月13日(金)午後7時から
②9月14日(土)午前10時から
- ▼場所 文化センター研修室

公聴会

- ▼期日 10月11日(金)
 - ▼時間 午後2時から
 - ▼場所 役場 大会議室
- 公述を希望する人は、**10月2日(木)までに**公述申出書を提出してください。公述申出書は、産業建設課窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。
※なお、公述希望がない場合、公聴会は中止となります。
- ▼提出・問い合わせ先 産業建設課 都市建設室
- ☎26・2278(直通)

駒寄スマートIC大型車対応化のために

交通規制にご協力ください



駒寄スマートIC大型車対応化のための道路整備工事に伴い、9月ごろから交通規制を行います。

なお、規制期間中のスマートICへの乗り入れについては、上り線・下り線ともに引き続き可能です。現地の誘導看板に従ってください。

利用者の皆さまにはご迷惑とご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ▼問い合わせ先 産業建設課 都市建設室
- ☎26・2278(直通)

大規模な土地取引には届け出が必要です

国土利用計画法に基づく土地売買などの届け出



一定面積以上の土地取引を行った場合、買主は市町村を経由して県知事あてに届け出を行う必要があります。忘れずに届け出をしてください。

▼届け出が必要な面積

吉岡町は、町内全域が非線引き都市計画区域のため、**5,000㎡以上の土地を取引した場合、届け出が必要**です。届出書の様式は、産業建設課窓口で受け取るか、県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/04/b4010012.html>)からダウンロードしてください。

- ▼届出期間 売買契約を締結した日から起算して2週間以内
 - ▼届出先 吉岡町役場産業建設課(売買した土地の所在する市町村役場)
 - ▼問い合わせ先 群馬県 地域政策課
- ☎027・2226・2366
産業建設課 都市建設室
☎26・2278(直通)

吉岡町振興公社

取締役候補者を募集



あなたの権利を守ります

成年後見制度について



▼募集 株式会社吉岡町振興公社取締役候補者1人

(リバートピア吉岡社長、道の駅よしおか温泉駅長)

▼仕事内容

温泉施設などの管理運営
(日帰り温泉、河川敷公園、道の駅)

▼営業時間

●温泉施設 午前10時～午後9時

●河川敷公園 午前8時30分～午後5時

●道の駅 24時間

▼資格 高卒以上、要普通自動車運転免許、経営ノウハウおよび経営スキルを持っている人

※要保証人(保証人の要件は、現在、吉岡町に居住している人)

▼採用予定日

令和元年11月1日
(株主総会などの議決後)

▼報酬 月30万円

▼賞与 公社の規定による

▼待遇 各種社会保険加入

▼申し込み方法

9月24日(火)までに町ホームページ

ページに掲載の履歴書(写真添付)および小論文を財政室に本人が持参してください。なお、提出された履歴書および小論文は返却しません。

※受付時間は祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分です。

▼一次試験

履歴書および小論文による書類審査で可否を決定し、10月初旬に通知します。

▼二次試験

10月初～中旬に面接などによる試験を行います。詳細は、一次試験合格者に通知します。

▼募集主および勤務先

株式会社吉岡町振興公社(リバートピア吉岡内)

▼問い合わせ先

財務課 財政室
☎26・22336(直通)



成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分ではない人(本人)について、権利を守るための援助者を選ぶことで、本人を保護・支援する制度です。大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

判断能力が不十分になってからの法定後見制度

「後見」「補佐」「補助」の3つに分かれ、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。利用するためには家庭裁判所に審判の申し立てをします。

▼手続きできる人 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など

▼手続きをする場所

家庭裁判所

▼手続きにかかる費用

申立手数料、登記手数料、郵便切手や戸籍謄本発行手数料、診断書、鑑定が必要な場合は鑑定料など

判断能力が不十分になる前の任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、誰に、どのような支援をしようかをあらかじめ契約により決めておきます。

▼手続きできる人 本人

▼手続きをする場所

公証人役場

▼手続きにかかる費用 公正証書作成の基本手数料、登記嘱託手数料、登記所納付印紙代など

▼相談・問い合わせ先

高齢の人はこちらへ

地域包括支援センター
☎54・4323

健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2247(直通)

▼障害がある人はこちらへ

保健センター
☎54・7744(直通)

援助が必要な人のためのマークです

ヘルプマークを交付

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要とする人々が、災害・緊急時や日常生活などで困った時に周囲に伝えるためのマークです。

交付を希望する人は、保健センターへお越しください。

▼対象 県内に居住し、ヘルプマークを提示することで、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせたい人。

※交付は1人1枚まで。

▼交付場所 保健センター

▼受け取り方法

窓口で申出事由等確認票に記入のうえ、受け取ってください。障害者手帳や診断書などの提示は必要ありません。

▼費用 無料



かばんなどに付けて使用されます。



ヘルプマークを身に
着けた人を見かけたら

電車・バス内では席を
お譲りください

健康そうに見えても、疲れやすく、つり革につかまるなどの同じ姿勢を保つことが困難な人がいます。

また、外見では分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。
声をかけるなどの配慮をお願いします

交通機関の事故など、突発的な出来事へ臨機応変に対応することが困難な人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な人がいます。
災害時に安全に避難するための支援をお願いします

視覚障害や聴覚障害などで状況把握が難しい人、肢体不自由などで自力での迅速な避難が困難な人がいます。

▼問い合わせ先

保健センター

☎54・7744（直通）

よしおかふるさと祭り

フリーマーケット出店者を募集

▼期日 10月13日①

▼募集区画 18区画

▼対象 町内在住・在勤の人

▼申し込み方法

①～⑥を任意の用紙に記入し、封書で82円切手を同封してお申し込みください。

※応募者多数の場合は抽選とし、結果は通知します。

①代表者氏名・年齢②住所③



電話番号④参加区分（個人または団体）⑤販売するもの（飲食物不可）⑥町内在勤者は勤務先・連絡先

▼締め切り 9月17日②

▼申し込み・問い合わせ先

〒370-1369 2
吉岡町下野田560

町民生活課 生活環境室

☎26・2243（直通）

世界で一つだけの埴輪を作ってみませんか？

ミニ円筒埴輪づくり体験



埴輪とは、古墳の周囲に置かれた焼き物です。群馬県では、「埴輪王国」と呼ばれるほどたくさん埴輪が作られました。オリジナルミニ円筒埴輪を作ってみませんか？

▼期日 10月26日①

▼時間 午前9時30分～11時30分

▼場所 文化財センター

▼対象 町内の小学生

※保護者が同伴してください。

▼費用 500円

▼定員 20人

※申し込み多数の場合は抽選

▼申し込み方法

窓口・電話

受付時間は月曜日以外の午前9時～午後4時です。

FAX ①参加する子どもの氏名（フリガナ）②学年③性別

④保護者の氏名（フリガナ）⑤電話番号⑥住所を書いて送付してください。

▼申し込み・問い合わせ先

文化財センター

（南下1322-12）

☎54・9443 FAX 25・7765